

宿泊療養及び自宅療養の解除の考え方（新旧対照表）

	新	旧
国の考え方	<p>< 宿泊療養・自宅療養 ></p> <p>発症日（※1）から14日間経過し、かつ、症状軽快（※2）後72時間経過した場合に解除するものとする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その際、解除されるまでの期間は、保健所（又は保健所が委託した者）が健康観察を実施し、症状に大きな変化がある等の場合は、医師の診察を受け、必要な場合には入院することとする <p>※1 症状を呈し始めた日。無症状又は発症日が明らかでない場合には、陽性確定に係る検体採取日</p> <p>※2 解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること</p>	<p>< 宿泊療養・自宅療養 ></p> <p>原則として、退院基準と同様の基準により解除するものとする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ただし、当該療養中の軽症者等にPCR検査を実施する体制をとることにより、重症者に対する医療提供に支障が生じる恐れがある場合には、当該療養を開始した日から14日間経過したときに、解除することができることとする ・その際、当該14日間は、保健所（又は保健所が委託した者）が健康観察を実施し、症状に大きな変化がある等の場合は、医師の診察を受け、必要な場合には入院することとする
府の考え方	<p>< 宿泊療養 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の宿泊療養の解除の考え方により、解除するものとする <p>< 自宅療養 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の自宅療養の解除の考え方により、解除するものとする <p>※なお、既に宿泊療養・自宅療養を開始している者は、保健所長が当該療養者と調整のうえ従前の例による対応も可とする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・療養者が府の基準を満たすかどうかについては保健所長が総合的に判断する 	<p>< 宿泊療養 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の退院基準に則って、2回陰性確認を実施する <p>< 自宅療養 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自宅療養を開始した日から14日経過し、37.5℃以上の発熱が24時間なく、呼吸器症状が改善傾向であるときは療養を解除する（ただし、当面の間は、自宅療養を開始した日から14日間症状がない場合に解除するものとする） ・症状がある場合や無症状病原体保有者が、新たに症状を呈する場合には、37.5℃以上の発熱が24時間なく、呼吸器症状が改善傾向となるまで解除の基準を満たさないものとする ・上記の府の考え方に基づいて、保健所長が総合的に判断する

改正後の厚生労働省の宿泊療養及び自宅療養解除の考え方

